平成２９年（フ）第６３８６号
東京都八王子市丹木町１丁目378－４
債務者　吉田　房枝
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３８７号
東京都足立区竹の塚６丁目７－１－1102
債務者　相澤　邦彦
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３８８号
東京都足立区竹の塚６丁目７－１－1102
債務者　相澤　愛子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３９０号
東京都清瀬市中里３丁目1096－１－102
債務者　安井　由香（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３９４号
埼玉県富士見市上沢１－13－33、住民票上の住所埼玉県さいたま市南区沼影１丁目６－27レオネクストカーサドマーニⅢ101号
債務者　アンディルコ　ジュラ
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３９５号
東京都江東区亀戸６丁目44－９　ＴＡ第三メゾン201
債務者　飯倉大八郎
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４００号
東京都江戸川区小松川２丁目９－２－716
債務者　楢原　功二
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４１３号
東京都江東区東雲２丁目４－４－421
債務者　流川　美姫（旧氏名上野君子）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４１４号
東京都板橋区清水町77－11－301
債務者　浦　　正博
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４１５号
東京都練馬区東大泉５丁目43－１－2308
債務者　イグエ知栄
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４１６号
東京都墨田区押上２丁目５－10－202
債務者　成田　博一
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４１７号
東京都大田区千鳥２丁目31－１　第一千鳥荘306
債務者　松本　桂子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４１８号
東京都北区東十条６丁目６－17－202
債務者　戸邉　忠勇
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４１９号
東京都品川区南品川５丁目３－２　銀座荘Ｆ号室
債務者　又村眞智子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４２４号
東京都江戸川区松江１丁目５－16－802
債務者　渡部　麻美
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部